

国際会議の概要について

2017年4月20-23日開催、於：アメリカ・ワシントンD.C.

国際局国際機構課長
国際局開発機関課長

三好 敏之
土谷 晃浩

SPOT

2017年4月21日～23日にかけて、アメリカ・ワシントンにて、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（以下「G20」）、国際通貨金融委員会（IMFC）、世銀・IMF合同開発委員会（DC）等の国際会議が開催された。

以下、本稿では、G20、国際通貨金融委員会及び世銀・IMF合同開発委員会に関して議論の概要を紹介したい。

1 G20（2017年4月20日-21日）

今回のG20では、世界経済、国際金融アーキテクチャ、アフリカとのコンパクト、金融セクターの発展と規制などをテーマに議論が行われ、麻生大臣からは、以下の発言を行った。なお、前回会議（3月17・18日、独・バーデン＝バーデン）からわずか1か月後の開催となったこともあり、今回会議後にコミュニケは発出されなかった。

「世界経済」のセッションでは、世界経済に対して明るい見方が広がっており、このことは歓迎できるが、見通しの不確実性が高く、市場の変動も時折見られるため、引き続き協力して市場・経済の安定を図っていく必要がある旨説明した。

「国際金融アーキテクチャ」のセッションでは、資本フローへの対処等に関し、国際機関等が互いの強みを生かしつつ連携する必要性を説明し、また、IDA第18次増資に関して、日本が国会の承認手続きを終えたことを伝えつつ、各国が迅速に手続きを終えることを懇願した。

「アフリカとのコンパクト」のセッションでは、アフリカの持続的成長には、投資環境の整備、及

び民間投資の促進が不可欠であり、民間の投資対象として成り立つインフラ整備というものを推進する観点から、「質の高いインフラ」の整備が必要である旨発言した。

「金融セクターの発展と規制」のセッションでは、技術革新を活用しつつそのリスクに対応していくためには、国際的な協力の強化、民間セクターとの密接な連携が必要であり、また、G20/OECDコーポレートガバナンスの原則の実施も同時に重要である旨発言した。



2 国際通貨金融委員会（2017年4月22日）

国際通貨金融委員会（注）においては、世界経済の動向等について議論が行われた。

（注）国際通貨・金融システムに関する問題についてIMFに助言及び報告することを目的として1999年に設立。以降、春・秋の年2回開催。

麻生大臣からは、世界経済の見通しが先進国を中心に足下で上向いていることを歓迎する一方

で、足下のリスクとしては、米国の経済政策に関する不確実性、更に中期的には、潜在成長率の引上げ、ぜい弱性解消、包摂性の実現など、構造的な課題が残っていることを提起した。従って、各国が慢心することなく、金融、財政及び構造政策を個別にまた総合的に用いて、引き続き、各々の課題に対処すべきであることを指摘した。

また、格差問題への対応と称して一部に見られる内向きな政策に関連し、分配ありきではなく、経済成長を達成し分配の原資を確保しなければ持続可能ではないこと、包摂性の実現と称して自由貿易に逆行すべきではないこと、自由貿易は、多くの国において、経済の繁栄に寄与してきたことを述べた。更に、世界的不均衡（グローバル・インバランス）を巡る議論に関しては、対外収支の単なる不均衡と、持続不可能な「過度な」不均衡とを明確に区別する必要があると、各国の経済構造や景気循環等を反映する形で経常赤字国と黒字国が存在すること自体に問題はないことを主張した。

公表されたコミュニケにおいては、世界経済の回復はゆっくりと続いており、成長は2018年にかけてわずかながら向上くと予想する一方で、生産性の減速や地政学的不確実性等を背景に見通しは依然として低調であり、不確実性と下方リスクは高い水準にあるとされ、「全ての政策手段—金融及び財政政策、並びに構造改革—を個別にまた総合的に用いる」こととされた。また、「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを認識する」等、我が国の主張を反映した記述が盛り込まれた。またコミュニケは、IMFの業務に関して、資本フローの自由化及び管理についての各国の経験の検証を通じて、同分野における政策助言の整合性を確保することや、IMFとチェンマイ・イニシアティブ（CMIM）との合同テストラン等を通じて、地域金融取極との協力を強化することを求めた。さらに、グローバル化や技術革新の影響、労働分配率の低下の原因分析など、一部の国において拡大する経済格差の背後にある要因を特定するためのIMFにおける作業が歓迎された。

3 世銀・IMF合同開発委員会（2017年4月22日、ワシントンD.C.）

4月22日午後には、第95回世銀・IMF合同開発委員会が行われ、「2030年に向けた世銀グループのビジョン（Forward Look）と役割の強化（Stronger Bank）」について議論が行われた。日本からは岡村大臣官房審議官（国際局担当）が閣僚級制限昼食会と開発委員会本会合に出席し、日本のスタンスについて発言するとともに各国総務と意見交換を行った。

日本からは、冒頭で国際開発協会（IDA）第18次増資への貢献にかかるIDA加盟措置法の改正が4月14日に国会で成立したことを報告するとともに、Forward Lookに関して3点考えを示した。

第一に、Forward Lookの実行に当たっては、世銀グループの途上国支援において、自然災害やパンデミック等の広汎な危機に対する予防・備え・対応を含む、レジリエンスの強化に取り組むことが重要であり、世銀グループがこの分野で更なる進展をもたらすことを奨励した。

第二に、世銀グループが強力なリーダーシップを發揮し、他の開発パートナーとのマルチラテラルな連携・強調を進めることや、民間・国内の資金動員を更に高めることへの期待を述べた。

第三に、支援国の所得水準に応じて適切な支援を実施することも重要であると述べた。特に、高中所得国（UMIC）向け支援については、IBRDの限られた資源を有効活用する観点から、その支援の範囲を環境等の国際公共財といった分野に集中すべきであり、IFCについてはより所得水準の高い国において民間資金動員をより効果的に実現できることから、積極的なUMICへの関与が正当化されるとした。

このような点が達成できれば、日本は、世銀が期待される役割を積極的に果たすためのStronger Bankの実現を支持することが可能となるし、Stronger Bankについては、堅固な合意形成に向けて、しっかりと議論を積み重ねていくことを支持した。

投票権見直しについては、参考値を算出する動

的計算式はあくまでも議論の出発点であり、議論のための参考に過ぎないことを忘れてはならず、投票権には権利と責任が伴い、世銀の株主の発言力は各株主の世銀の活動への貢献を適切に反映すべきと述べた。また、IBRDとIFCの一般増資及び選択増資が同じタイムフレームで議論され、結論が得られることの重要性を述べた。

最後に、国際保健について、世銀と日本が途上国のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を共同で進めるイニシアティブが実施段階に入り、現場レベルにおける世銀・WHO・JICAの連携が鍵となることを述べ、日本は12月にUHCの進捗に係るハイレベルのモニタリング会合を東京で開催することを述べた。

このような日本の指摘もあり、開発委員会のコミュニケーションでは、保健を含む国際公共財や、危機への備え・予防・対応の分野における世銀グループの活動の重要性が盛り込まれた。また、世銀グループの財務状況の強化に係る議論について、2017年の年次総会までにオプションを示すことを目指すことを各国が確認した。

